



行政書士 
— gyoseisyoshi-shizuoka —

2021

No.301

新春号

 しずおか 



「新緑の奥入瀬溪流で森林浴」

中遠支部 鎌田俊己 会員



静岡県行政書士会

行政書士制度は、
令和3年2月22日に
70周年を迎えます。

70
th
ANNIVERSARY

第25回写真コンクール入選作品



「碧空の桜」

伊豆支部 石井康一 会員



「小春日和の海岸線」

伊豆支部 岩本信幸 会員



「踏切を渡るドクターイエロー」

西遠支部 岸本敏和 会員





「前島神社」
静岡支部 前田 芳秀 会員



「初秋の佇まい」
島田支部 鈴木 芳雄 会員



「安寧の祈り」

三島支部 野中房代 会員



「相模湾の目覚め」

伊豆支部 金厚祐一 会員



「アマビエへの祈り」

西遠支部 竹内一登 会員



「つるべ落とし」

西遠支部 村松正利 会員

多くの会員の皆様から「第25回写真コンクール」に素敵な作品の応募をいただき、ありがとうございました。厳正なる審査の末、会長賞 1点、優秀賞 2点、入賞 3点、佳作 4点を選考、発表させていただきます。尚、入選作品については、来年度の定時総会にて表彰いたします。

CONTENTS

年頭のご挨拶	静岡県行政書士会会長	平岡 康弘…… 4
	静岡県知事	川勝 平太…… 5
	静岡県議会議長	山田 誠…… 6
	自由民主党行政書士制度推進議員連盟会長	天野 一…… 7
	行政書士制度推進静岡県議会議員連盟会長	岡本 護…… 8
令和2年度行政書士試験実施報告……………		9
令和2年度行政書士制度広報月間実施報告……………		12
令和2年度第1回新入会員特別研修会開催報告……………		17
「くらしの無料合同相談会」実施報告……………		18
副会長紹介「わたしの履歴書」	静岡県行政書士会副会長	渡邊 政年……19
	静岡県行政書士会副会長	五條 義人……20
	静岡県行政書士会副会長	児島 良孝……21
	静岡県行政書士会副会長	中山 正道……23
「教えて先輩！」	環境委員会	横井 博人……25
	建設業委員会	秋山ひとみ……26
	風俗保健委員会	金丸 好孝……27
	IT推進委員会	塩崎 宏晃……29
委員会活動報告	広報委員会	伊藤 僚……30
仕事に役立つIT活用 第9回「ストレージサービス」		
掲 示 板……………		32
今さら聞けないビジネス用語	広報委員会	伊藤 僚……34
幸せの小箱	広報委員会	菊池 美弥……34
会員の動静……………		35
会議議事内容……………		37
編集後記……………		42



「新緑の奥入瀬溪流で森林浴」

撮影場所：青森県十和田市

撮 影 日：令和2年6月10日

説 明：出張で八戸市へ出掛けた折立ち寄り溪流散策をしてきました。
コロナ禍の真っ最中で観光客はまばら。
新緑の木々のもと、思う存分の森林浴ができました。

中遠支部 鎌田俊己会員



新年のご挨拶

静岡県行政書士会会長 ひら 平 おか 岡 やす 康 ひろ 弘

明けましておめでとうございます。

静岡県行政書士会の皆様、そして国会議員、県議会議員の顧問の先生方、各士業団体、関係する各団体、各自治体の皆様には、常日頃より当会へのご理解そして、ご協力を賜り感謝申し上げます。

新年を迎えましたが、新型コロナウイルスが世界中に広がり、日本も二度目の緊急事態宣言下での緊張感を増した生活を強いられるなか、毎年のように素直に新年をお祝いする気持ちになれない方も沢山いるのではないのでしょうか。

去年は、政治をはじめ東京オリンピック・パラリンピックやプロアマのスポーツ、様々なイベントはコロナに翻弄され、自粛ありGO-TOあり、医療と経済で揺れ動いた一年でした。

そしてコロナ禍で進めた当会の事業においても、ウェブ配信による総会・講習会など新たな試みで開催したり、親睦会や会議の後の懇親会は中止にするなど今までにない状況での活動となりましたが、こうしたコロナ禍での活動で学んだりリモートによる講習会や会議の在り方は今後の活動においても活かされていくものと思います。

安倍政権から菅政権に代わり、デジタル庁が創設され、デジタル化は今まで以上に急速に加速していくものと思われます。これまで日本の文化であり、様々な書類に不可欠とされてきた押印がいともたやすく廃止になり、あらゆる申請においてデジタル化の準備が進められています。

この急速に変化する社会において、行政書士が代理権を保持していくことは大変重要な課題となります。既に日本行政書士会連合会では、関係する各省庁に対して代理権を守るための働きかけを行っています。国は地方と協働しながらデジタル化を進めるようですが、私たちの業務である許認可申請は県独自の申請方法が想定されます。今日まで築き上げてきた行政との関わりの中なかで、業務については勿論のこと、デジタル化に向けての情報を収集する等の対応が必要となってきます。

それは、やみくもに権利を主張するのではなく、行政が進めるデジタル化対策に率先して提案・要望を行うとともに、当会においては各担当部署でその意識を共有し、様々な方のお力添えを賜りながら取り組んで参ります。

今も、コロナ情勢は不透明であり不安を取り除くことは出来ませんが、海外で接種が始まったワクチンや新薬の開発に期待し、一日でも早くコロナが終息し、東京オリンピック・パラリンピックが晴れやかに開催され、スポーツやコンサートなど多くのイベントが安心して楽しめる日々が訪れること、そしてまた皆様が今年一年健康で充実したお仕事が出来ることがを祈念して新年の挨拶とさせていただきます。

本年もよろしく願いいたします。



新年のご挨拶

静岡県知事 かわ かつ へい た 川 勝 平 太

新しい年となりました。県民の皆様には、希望をもって新年を迎えられたことと存じます。

去年は、新型コロナウイルス感染症で私たちの暮らしが一変した一年でした。県民の皆様には不要不急の外出自粛、学校の長期休校、休業要請等、御協力いただきました。また、新しい生活様式の実践をはじめとする感染防止対策に、皆様が一丸となって取り組んでいただいたことに感謝申し上げます。引き続き日々の感染防止対策の徹底をお願いします。

県は、ウィズコロナ・アフターコロナの時代に向け、引き続き感染拡大防止対策と社会経済活動の両立を図ってまいります。医療提供体制の整備・拡充を進めるとともに、新たな地域主導型の経済政策「フジノミクス」を推進し、山梨県や長野県、新潟県と連携した「バイ・山やまの洲くに」の取組による財とサービスの消費喚起や、医薬品・医療機器産業の国産化・輸出産業化など、リーディング産業の育成を図ってまいります。

県はこれまで「ポスト東京時代」の理想郷づくりに取り組んでまいりましたが、コロナ禍を契機に、地方暮らしへの関心が高まり、リモートワークも普及するなど、地方回帰の動きが進んでいます。その中で移住先として選ばれるよう、首都圏との近接性、多様な産業などの本県の強みと美しい自然環境、歴史に培われた文化、豊かな食材などの地域資源を生かした、多様なライフスタイルの選択肢を国内外に発信してまいります。

安全・安心な地域づくりは、最も重要な課題です。防災先進県として、コロナ禍においても自然災害などから県民の皆様生命や財産、暮らしを守るため、市町と協力し、万全の体制を整えてまいります。今年、延期となった東京2020オリンピック・パラリンピックが開催されます。新たな日程と会場が決まり、自転車競技の開催地として気持ちも新たに再スタートを切りました。大会の成功を通して、スポーツの聖地づくりを進め、さらに新型コロナウイルス感染症を克服した、あるいは克服できるという意思を、県内外に発信していきたいと思えます。

本県は、「富国有徳の『美しい“ふじのくに”』づくり～静岡県を ドリームズ カム トゥルー イン ジャパン Dreams come true in Japan の拠点に～」を基本理念とし、県政運営に取り組んでまいりました。今年、「静岡県の新ビジョン（県総合計画）」の基本計画が最終年度を迎えます。「総括の仕方が出発の仕方を決める」という考えの下で、これまでの取組を総括し、次期計画策定につなげてまいります。

静岡県が地方回帰のフロントランナーになるよう、「帰去来いざ、故郷“ふじのくに”へ」をキャッチフレーズに、ウィズコロナ・アフターコロナ時代においても持続可能な地域社会の実現に向けて、全力で取り組んでまいります。

結びに、今年一年の皆様の御健勝と御多幸を心からお祈り申し上げ、年頭の御挨拶といたします。



新年の御挨拶

静岡県議会議員長 やま 山 だ 田 まこと 誠

明けましておめでとうございます。皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのことと、心からお慶び申し上げます。

昨年は、新年早々、高校サッカーの全国大会において、本県代表の男子は静岡学園高校、女子は藤枝順心高校の2校が、見事、史上3県目となる男女アベック優勝を成し遂げ、県民に明るい話題を届けてくれました。また、11月には「立皇嗣の礼」が行われ、秋篠宮文仁親王殿下が皇位継承順位1位の皇嗣になられたことを広く国内外に宣明されるなど、大変喜ばしい出来事がございました。

昨年12月に、京都「清水寺」で揮毫された2020年の世相を表す漢字には、「密」が選ばれ、その理由として、新型コロナウイルスの流行で、感染リスクが高まるとされる「3密」を避ける意識が広まったほか、人との「密接」な関わりの大切さが再認識されたことが挙げられました。昨年は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、様々な活動において自粛や制限がなされ、地域の経済、雇用、教育、文化・スポーツ活動など私たちの生活に深刻な影響を及ぼしました。ウィズコロナの時代を見据えた「新しい生活様式」の定着など、私たちを取り巻く社会の全般にわたって、変革が求められていますが、感染拡大の収束が見通せない中、本年も引き続き、感染拡大防止と社会経済活動の両立が喫緊の課題となります。

そのような中、昨年末には、海外でワクチン接種が始まるなど、今年は新型コロナウイルス感染症の拡大が収束に向かうことを期待したいと思います。

私ども県議会としましては、新型コロナウイルス感染症への対応は勿論のこと、今後とも県民のくらしの安全・安心と、本県に持続的な経済成長をもたらす施策の推進のため、引き続き全力で取り組んでまいります。皆様にも、県民と行政とをつなぐ懸け橋として、一層の御尽力をお願い申し上げます。

結びに、静岡県行政書士会の益々の御発展と、今年一年の会員の皆様の御健勝、御多幸を心からお祈り申し上げます。お祝いの言葉といたします。



新年のご挨拶

自由民主党行政書士制度推進議員連盟会長
静岡県議会議員 ^{あまの}天野 ^{はじめ}一

新年明けましておめでとうございます。昨年は、新型コロナウイルス感染症が世界的に流行するなど厳しい1年になりました。私たちの働き方も「新しい生活様式」により大きく変わりました。県議会でも本会議の出席人数を半数にしたり、リモート会議が当たり前のことになりました。

これまでの「前提」を見直さざるをえない経験をしてしまった今、新型コロナウイルスの感染が完全に終息したとしても、すでに経験をしてしまったものを、何もなかったかのように元に戻すことはできないでしょう。過去は変えられないが未来は変えられます。もう一度生きやすさを取り戻すには、新しい「前提」を受け入れる柔軟さが必要でしょう。一方で絶対に譲れないもの、変えてはいけないものがあります。その見極めは、本質や意味、目的を明確にすることです。

感染対策が強化されれば、とかく「隔離」や「格差」が増大し、福祉増進より反対の「社会的分離」が進むおそれがあります。

ウイルスは、それ自体が差別をするものではありません。差別をするのは人間であり、社会です。またそれは絶滅させたり、戦って勝ったり、負けたりするものでもありません。近い将来、ワクチンが開発されるでしょうが、また新手のウイルスが発生します。結果として、人間がウイルスとどう付き合っていくかが問われているとすれば、withコロナという途を探していくしかないかもしれません。2021年、日本にとって共生社会へ大きく踏み出す一步が幕を開けたのです。

こうした時代にあって、一番求められているのは、例えば「電球一個でも取り替えてくれる」小回りの利く、街の電気屋さんの存在です。今回の新型コロナウイルス感染症対策の各種融資申し込み等の書類や無料電話相談窓口などの支援体制は、「街の法律家」たる行政書士の皆様の本来の姿であり、面目躍如たるものがあったと思います。

結びに皆様のますますのご発展を心よりお祈り申し上げるとともに、コロナ禍を皆で乗り越えて、明るく笑顔に満ちた年にしたいと願っております。



新年のご挨拶

行政書士制度推進静岡県議会議員連盟会長
静岡県議会議員 おか 岡 もと 本 まもる 護

新年あけましておめでとうございます。

昨年来の「新型コロナウイルス感染症」の影響から迎えた新しい年は様変わりでした。

一日も早く元の社会活動、日常生活に戻られるようお互いに努力したいものです。

さて、去年は皆様方にとっては、新しい「行政書士法」での活動のスタートであったと存じます。

一段と幅広く、深く、責任とやりがいのある活動であったと推察致します。

しかし、前述のようにコロナによる影響で、少なからずマイナスの面も生じたことと思われま

す。でも、そのマイナスをプラスに変えることは可能であり、それが皆様の「力」ではないでしょうか。

今こそ私たちは、現状の社会システムを見直し、改革する絶好のチャンスではないでしょうか。

文字通り「禍転じて福となす」の精神でチャレンジしてはいかがでしょうか。

一方、あの「はやぶさ2」にみられるように、科学技術の進歩の著しい中であって忘れがちなものがあります。

それは、「私たちの心の豊かさ」ではないでしょうか。

皆様方の積極的な活動こそが、心に豊かさを満たすことになるものと確信しています。

なお、本年は延期になった東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。成功を祈りつつ、本県では自転車競技が行われますので大いに期待したいと思います。

結びに厳しい状況下こそ、力を合わせ貴会のご発展はもとより、静岡県の一層のご発展をご祈念申し上げます。

— 令和2年度 行政書士試験の実施報告 —

試験実施日：令和2年11月8日 日曜日

試験会場：リバーサイドホテル（沼津） 浜松総合産業展示館（浜松）

行政書士試験が、今年も例年どおり11月の第二日曜日である8日に実施されました。

本年度の会場は、前年までの会場であった日本大学国際関係学部の校舎が使用できなかったため、沼津市のリバーサイドホテルと、浜松市の浜松産業展示館の二か所に変更されました。

沼津会場は、試験場責任者である渡邊副会長の下、会員及び事務局員総勢31名を、浜松会場は、試験場責任者である五條副会長の下、会員及び事務局員総勢90名のサポートを受けての実施となりました。

静岡県行政書士会が、一般財団法人行政書士試験研究センターより平成12年度に行政書士試験業務の委託を受けてから今回で21回目の試験の実施になります。

試験に先立って、10月30日金曜日に静岡商工会議所で説明会を開催しました。

本年度は新しい2か所の会場での実施のため、全体及び各担当部署毎の打合わせを行った上で本番に臨みました。

受験申込者数は1315名（前年比+35名 沼津会場237名、浜松会場1079名）、実際の受験者数は948名（前年比-48名 沼津会場199名、浜松会場749名）でした。

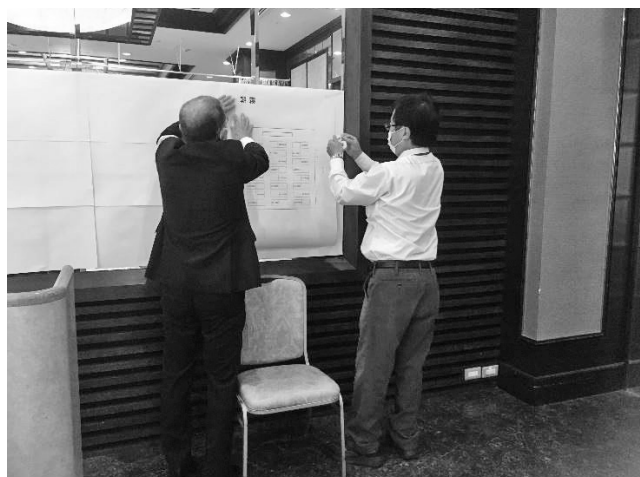
【沼津会場】

沼津会場はリバーサイドホテルでした。

入口で事前打合せをしました。



会場準備の様子です。各担当部署に分かれて必要な掲示物を貼っていきます。



会場入口で一人一人検温し、検温済証をお配りしました。



会場に入った受験者の方々の様子です。試験直前の緊張感を感じます。



試験後、バーコード読取機を使用して答案用紙の集計を行ないました。



帰りの会を行いました。初めての会場でしたが、無事に終了し安堵した瞬間です。



【浜松会場】

浜松会場は浜松市総合産業展示館です。

朝の会です。広い会場で密を避けながら担当手順の確認を行います。緊張感が漂っています。



JTB様や遠鉄様にご協力をいただき、浜松駅から会場までシャトルバスが運行され受験生を滞りなく会場まで運びます。受験者が続々と会場に到着します。



本館では2か所、北館では5か所の受験会場が設置されました。



外に設置された検温所で検温のうえ、会場に入ります。



試験終了、みなさん、お疲れ様でした。受験者数受験者数と回答用紙の数が合っているかどうか最終的に確認を行います。



沼津会場、浜松会場共に大きなトラブルもなく終了致しました。サポートをしていただいた会員の皆様のご協力に感謝致します。尚、合格発表は令和3年1月27日水曜日に公示される予定です。

令和2年度行政書士制度広報月間

「10月を行政書士制度広報月間と位置づけ、行政書士法及び行政書士制度の普及活動」

静岡県行政書士会では、以下の活動を実施しましたので、ご報告致します。
本年度は、コロナ禍の中、万全の対策の上、実施されました。

◎無料電話相談

実施日：令和2年10月1日(木)、2日(金)、3日(土) 10:00～16:00

場 所：静岡県行政書士会館3階

相談員：(10月1日)	(農地土木委員会)	河野洋昭委員長
	(相続家事・成年後見委員会)	天野敏彦委員
	(コスモス静岡)	伊藤久仁俊会員
	(国際委員会)	守屋和弘委員
(10月2日)	(農地土木委員会)	渡辺和良委員
	(相続家事・成年後見委員会)	市原誠委員、永井克典委員
	(国際委員会)	村松正利委員
(10月3日)	(農地土木委員会)	川口修副委員長
	(相続家事・成年後見委員会)	名波正郎委員長、伊藤貴佳委員
	(国際委員会)	西村陽子委員

無料電話相談では、下記の集計のとおり相続に関する相談を中心に、多岐に亘る相談が県内各地から寄せられました。



相談会の模様

相談実績（1人の相談者で複数の相談や関連する業務があるので相談者数と相談内容数は一致しません。）

	相談者数	相談内容							計
		農地	境界	相続 遺言	後見	建設業	外国人	その他	
10/1	4	—	—	4	1	—	1	—	6
10/2	3	—	2	—	—	—	—	3	5
10/3	1	—	—	—	—	1	—	—	1
合計	8	—	2	4	1	1	1	3	12

相談会を知った媒体（3日間計）

新聞	パンフ	TV	不明	計
2	3	1	2	8




相談者の所在（3日間計）

静岡市	浜松市	御殿場市	森町	計
4	1	1	2	8

◎PR活動用販促物の立案と配布

日行連より配布される「行政書士制度ポスター」、「除菌シート」の他、静岡県行政書士会では以下の販促物を立案して、無料相談会等の啓蒙活動の場にて活用していただきました。

種類	イメージ	備考
業務案内		A4サイズ8ページ
マスクケース		ふた付き サイズ 205mm×110mm 素材 PPナチュラル 0.2mm厚 OPP袋1枚封入

種類	イメージ	備考
A4クリアファイル	 <p>(裏) (表)</p>	<p>A4対応サイズ対応 (横220mm×縦310mm) 背景色：白</p>
ミニノート		<p>A5判 (中綴じタイプ) 24ページ (表紙4P+本文20P)</p>
缶バッジ		<p>5種類 個別包装(1個)</p>

◎TVコマーシャル放映によるPR活動

実施日：令和2年10月1日(木)～10月7日(水)

方針：本年度は短期間で集中的に放映することにより視聴者への認知度向上を狙い、前年度の2週間に渡る放映期間を、1週間に短縮、集中的に放映。

放送局：SBS（静岡放送局）主に中高年齢層に支持されている放送局

SDT（静岡第一テレビ）主に若年層に支持されている放送局

放映時間：以下のとおり

放映日	放送局	静岡第一テレビ (SDT 4CH)			静岡放送 (SBS 6CH)		
		放映時間帯※1	番組名	※2	放映時間帯※1	番組名	※2
2020/10/1	木	13:55 - 15:50	情報ライブミヤネ屋	内	11:30 - 11:55	ひるおび!	内
		23:00 - 23:59	news zero	内			
2020/10/2	金	8:00 - 9:30	スッキリ	内	9:55 - 10:45	Soleいいね!	内
		11:55 - 13:55	ヒルナンデス!	内	15:49 - 16:50	Nスタ	内
		21:00 - 22:54	金曜ロードSHOW!	内			
2020/10/3	土	5:59 - 8:00	ズームイン! サタデー	内	12:10 - 14:57	所さんの学校では教えてくれないそこんトコロ!	内
		16:00 - 17:00	うるとらサタデー	内			
2020/10/4	日	9:00 頃	シューイチ	内	11:30 - 11:40	JNNニュース	内
		13:30 - 15:00	そこまで言って委員会NP	内	17:30 - 18:00	Nスタ	内
		0:55 頃	NNNドキュメント20	間			
2020/10/5	月	9:30 - 10:25	スッキリ	内	11:30 - 11:55	ひるおび!	内
		16:50 - 17:53	まるごと	内	13:55 - 15:49	ゴゴスマ	内
		0:54 頃	天気予報	間			
2020/10/6	火	13:55 - 15:50	情報ライブミヤネ屋	内	9:55 - 10:45	Soleいいね!	内
		20:54 頃	FRONT zero	間	16:50 - 17:50	ORANGE	内
2020/10/7	水	5:50 - 6:30	ZIP!	内	13:55 - 15:49	ゴゴスマ	内
		15:50 - 16:50	news every.	間	19:00 - 20:00	静岡発!そこ知り	内
合計		17本			12本		

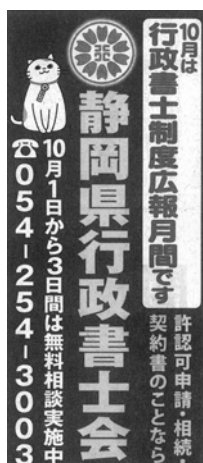
※1「放映時間帯」内で15秒間のCM1本を放映

※2「内」＝番組枠内にCM放映、「間」＝番組と番組との間にCM放映

10月の番組改編により、番組名が変更になっている場合があります。

◎新聞によるPR活動

静岡新聞（10月1日付、題字下広告）



◎HPによるPR活動

静岡県行政書士会の公式HP上にバナー設置

◎各支部による活動

○無料相談会（対面）

実施期間：令和2年10月1日(休)～10月31日(土)の間

実施支部：17支部中11支部

会場：公的施設内の27会場で35回開催

相談実績：（全支部合算）

権利義務・事実証明					許認可関係						合計
遺言 相続	各種 契約	不動産	その他	小計	土地 開発	農地 転用	自動車	入管	その他	小計	
68	1	8	6	83	4	10	1	8	5	28	111

○PR活動

- 各支部共通：
- ・市町の広報誌への掲載
 - ・広報ポスターの関係各所への配布

支部独自の活動：

- ・地元新聞への広告掲載（伊豆・沼津・御殿場・富士支部）
- ・会員名簿掲載のチラシの作成及び配布（伊豆支部）
- ・市民カレンダーへの告知広告（沼津支部）
- ・地元FM局でのラジオCM放映及び生放送（三島支部）
- ・新聞への折り込みチラシの一枠確保（掛川支部）



令和2年度第1回新入会員特別研修会日程表

日時 令和2年10月16日(金) 13:30～15:30

会場 もくせい会館1階「富士ホール」

司会 総務委員長 鈴木芳雄

例年8月に第1回が開催される「新入会員特別研修会」が、コロナ対策を施した上、VIMEO（ビデオ配信）も併用して10月に開催されました。

参加者：49名（会場参加：37名、VIMEOによる参加：12名）

時間	講義内容	役職	担当及び講師
13:30	開会の挨拶	副会長	児島良孝
	日程及び資料の説明	総務副委員長	原田重紀
13:35	会長挨拶	会長	平岡康弘
13:40	静岡県法務文書課長及び担当者の紹介	総務委員長	鈴木芳雄
	静岡県経営管理部総務局法務文書課 課長 倉石寛様 ご挨拶		
13:45	倫理綱領唱和	副会長	渡邊政年
13:50	静岡県経営管理部総務局法務文書課による講義 「コンプライアンスについて」	静岡県経営管理部総務局 法務文書課法規班 班長 海野陽史様	
14:20	住民票、戸籍謄本等職務上請求書について	副会長	五條義人
14:50	質疑応答等		
15:20	受講証明書授与	会長	平岡康弘
15:30	閉会の挨拶	副会長	中山正道



静岡県経営管理部総務局法務文書課法規班 班長 海野陽史様の講義風景

静岡県専門事業者団体連絡協議会主催 「令和2年度暮らしの無料合同相談会」

この相談会は専門事業者団体（現在は6団体）が協議会の大きな年間行事として実施しているもので、本年は10月10日(土)あいにくの雨のなかでしたが、静岡商工会議所の4階にて実施しました。

本年は当会が当番会となり、7月の事務引き継ぎから相談会までの例年に比べ、タイトなスケジュールのなか、事務局と常任理事会担当者との協力で準備広報活動を進めました。

本会からは平岡会長を始め副会長、常任理事の8名が相談員、運営員として出席しました。

★主な広報活動は以下のとおりです。

- ① 相談会チラシを作成し、構成団体、県市町、関係機関等へ配布。
- ② 各構成団体HPへの案内
- ③ 静岡県及び近隣市町の広報誌等への掲載依頼。
- ④ 新聞、テレビ、その他への資料提供や広告掲載

★上記のような活動により、当日の相談実績は以下のような結果となりました。

- ・相談件数（18件）

① 宅地建物取引業協会	2
② 土地家屋調査士会	1
③ 税理士会	7
④ 社会保険労務士会	1
⑤ 中小企業診断士会	1
⑥ 行政書士会	6
- ・当会が担当した相談内容は以下の通りです。
 - ① 介護施設に絡む金銭トラブル
 - ② 風俗営業許可の申請について
 - ③ 飲食店開業のための契約について
 - ④ 両親の老後の生活や相続について



そうだ！！いろいろな専門家に相談してみよう

暮らしの無料合同相談会

開催日時 令和2年10月10日(土) 10時30分～16時

場 所 静岡商工会議所4階 401会議室 (JR静岡駅北口から徒歩5分)

下記以外のご相談でも、お気軽にご来場下さい。
事前予約可能（相談無料）

**（公社）静岡県宅地建物取引業協会
不動産取引のスペシャリスト**

- ・ 宅地建物の売買に関する相談
- ・ 買値のトラブル（契約解除・原状回復等）に関する相談
- ・ 空き家対策について

**静岡県土地家屋調査士会
土地の境界・土地建物表題登記のスペシャリスト**

- ・ 土地の境界に関する相談
- ・ 土地の分筆・地目変更などの登記手続
- ・ 建物の新築・増築・取り壊し時の登記手続

**東海税理士会静岡県支部連合会
税金に関するスペシャリスト**

- ・ 不動産の譲渡、贈与、相続に関する税務相談
- ・ 住宅ローン控除について
- ・ 消費税と確定申告の相談

**静岡県社会保険労務士会
労働・社会保険のスペシャリスト**

- ・ 労働相談
- ・ 解雇、雇い止め、賃金不払い、いじめ、従業員とのトラブル 等
- ・ 年金相談
在職中の年金のしくみ
障害年金の受給要件 等

**（一社）静岡県中小企業診断士協会
中小企業支援のスペシャリスト**

- ・ 創業したい方の相談
- ・ 企業・商店の経営全般にわたる相談
- ・ 事業承継に関する相談

**静岡県行政書士会
行政手続・書類作成のスペシャリスト
（持続化・家賃支援給付金も）**

- ・ 相続、遺言書 ・ 外国人の在留・帰化手続
- ・ 自動車の登録手続
- ・ 建設業、風営法の許可申請
- ・ 農地法、都市計画法申請
- ・ 事業承継、著作権

【事前予約の方法】 締切：9月30日(水) 17時必着
ご希望の場合はメール (shizuoka@sz-gyosei.jp) にて
①お名前 ②希望時間帯 ③ご相談内容 ④連絡先 をお知らせ下さい。
コロナウイルスへの対応を行って実施しますが、感染拡大の状況によっては中止とさせていただきます。
《お問合わせ先：静岡県行政書士会 電話：054-254-3003 FAX：054-254-9368》

- ⑤ 持続化給付金の申請について
- ⑥ 両親の成年後見や相続について

★相談会を振り返って

- ・相談者は近隣市町が大部分でしたが、遠方からも参加してくれた方もありました。
- ・相談会を知った方法は広報誌やチラシをみた、テレビ・新聞等をみたなど様々でした。
- ・事前予約制としたため、相談者が重なって待たせることなくスムーズに進めることができました。
- ・相談者や相談員へのアンケートでも、このような相談会を引き続き実施して欲しいとの回答が多く寄せられました。
- ・専門事業者団体が相談会を合同で行うことにより、相談者の幅も増え、社会の注目も集めやすくなっていると思います。加盟団体が減ってしまっていますが、今後もこの相談会を続けて、士業の社会への貢献をするとともに、社会的地位の向上に努める必要性を改めて感じました。

副会長紹介「わたしの履歴書」

副会長紹介「わたしの履歴書」

平岡康弘会長を支え、会員の皆様の笑顔のために、日夜会務に取り組む「6人の侍たち（副会長）」の知られざる横顔を紹介。…東中西各ブロックの副会長が二回に渡って登場



静岡県行政書士会 副会長 渡邊政年

所 属：御殿場支部

入 会 年：平成5年5月11日

主な役職

御殿場支部長 平成23年～平成25年

理 事 平成25年～平成27年
(業務相談Gキャプテン)

常 任 理 事 平成27年～平成29年
(特定行政書士法定研修PT統括部長・
無料相談担当G統括部長・親睦大会実
行G統括部長・行政懇談会PT統括部
長・組織再編検証PTチーフ)

常 任 理 事 平成29年～令和1年
(成年後見サポートセンター静岡県支
部支援G統括部長・総務委員会統括部
長補佐・親睦大会実行G統括部長補佐・
行政懇談会PT統括部長)

副 会 長 令和1年～現在
(総務委員会統括部長)

私は御殿場支部から選出され、副会長を務めています。渡邊政年と申します。

行政書士会の皆様には大変お世話になっております。これから私が何故現職の「副会長・総務部長」の立場でいるのかということを少し紹介させていただきます。

起

今から遡ること40数年前建築の学校を卒業後、東京新橋の建築設計事務所に就職し以前からやりたかった建築設計の道を歩みだしました。いずれは独立するつもりがあったので、先輩方から怒られ、時には怒鳴られして修行を積んだことは今でも苦い思い出として残っています。当時の建築設計業界はいまだ徒弟制度が残っていました。

承

建築設計事務所勤務も十数年が経ち、いよいよ地元御殿場に戻り独立しようと思いました。自分で事務所建物を設計することとなりましたが、東京勤務の頃には全て市街化区域の為、計画→建築確認申請という仕事の進め方だったものが、今回の敷地は農地であり、市街化調整区域だったため、建築確認申請の前に農地転用・都市計画法などの手続きを経なければならなかったのです。地元知り合いもなく、ようやく「つて」を頼りに行政書士の方を紹介され、その方の助言により各手続きを「本人申請」の形式で行いました。このことがあり、今まで経験してきたことだけでは地元の仕事には役に立たないことに気づかされ、そこで一念発起して平成4年行政書士試験を受験しました。翌平成5年登録をして晴れて行政書士として皆様方の仲間になれたのです。

転

それから12年後、平成17年5月、御殿場支部長の命により「本会総務委員」に就任させていただきました。(その頃の面白い話もありますが紙面の都合上省略)

当時の委員の選考は支部に〇〇委員を担当してもらおう…という方式なので、次期も次々期も御殿場支部は「総務委員」を引き当て？合計3期6年間「本会総務委員」を務めることとなりました。その頃の総務委員会の仲間として、あの人もこの人も今常任理事会のメンバーとして同席させていただいている方々で、今考えると実に貴重な経験ができたなと感激しております。

結

では何故今、副会長として在籍しているのかですが、それには2つの奇跡的な出来事があったから、と私は今も思っています。

その1つ目は、くじ運の悪さから3期も連続して「本会総務委員会」に在籍したこと。(顔を覚えられてしまった)

2つ目は、平成25・26年本会理事(総務委員)を務めた後、御殿場支部内の都合により支部役員全員留任となり、平成27・28年も本会理事を務めることになったのです。(更に顔を覚えられてしまった)

さてその時はやってきました。

平成27年某月某日(出)会長から常任理事就任の要請電話があり、「少し考えさせて下さい」と申し上げるも、明るく月曜日には「どう！決心ついた？」と再び電話がありました。

もったいないお話と思いながらも引き受けさせて戴いた次第です。

現在は、総務委員会統括部長(総務部長)

コスモス静岡支援G統括部長

行政書士試験実行G委員

を務めさせて戴いております。

これが私の履歴書です。



静岡県行政書士会 副会長 五條義人

所 属：島田支部

入 会 年：昭和63年6月1日

主な役職

島田支部長 平成15年～平成19年

理 事 平成19年～平成21年
(総務部副部長)

常 任 理 事 平成23年～25年
(建設法人労務部部長)

常 任 理 事 平成25年～平成27年
(行政書士制度あり方PTチーフ・建設業委員会統括部長・公教育出前講座G統括部長・建設業経営事項事前審査G統括部長・親睦大会実行G統括部長・行政書士試験実行G統括部長)

常 任 理 事 平成27年～平成29年
(総務委員会統括部長・行政書士試験実行G統括部長)

副 会 長 平成29年～令和1年

(建設業委員会統括部長・行政書士試験実行G統括部長・危機管理G統括部長・コンプライアンスG委員長)

副会長 令和1年～現在

(建設業委員会統括部長・経理委員会統括部長・行政書士試験実行G統括部長)

今年度コロナ禍での経営事項審査、行政書士試験に協力をいただいた会員の皆様にこの場を借りて改めて御礼申し上げます。ありがとうございました。

私は現在経理委員会、建設業委員会、行政書士試験実行グループを担当し、コンプライアンスの委員でもあります。また、私の事務所で取扱う業務は建設業を中心とした許認可業務で、社労士業務も兼業で行っています。

私は昭和63年に入会し昭和、平成、令和と行政書士を取り巻く環境の変化を肌で感じながら現在に至っています。入会当初は車庫証明業務が多く、時はバブルの時代で月間120件の車庫証明を行ったこともあります。また、30代の頃から業務委員会の委員として活動させてもらったことが行政書士としての業務知識や事務所経営など様々な面で今の自分の基礎を築いてくれていると思っています。当時ご指導いただいた諸先輩方や互いに切磋琢磨した同年代の方々に感謝の気持ちでいっぱいです。

さて、許認可業務は、今後一年二年で簡素化、電子化が加速し激変することが明白となっています。このような世の中の動きの中でも我々行政書士はこの動き

に合わせて能動的に活動し将来に備えなければなりません。建設業業務においても国交省は2022年4月からすべての許認可（大臣許可）を電子申請にする予定です。静岡県もこれと時期を合せ電子申請を導入することが予想されます。現在本会が静岡県と業務委託契約を締結している経営事項審査の事前審査業務もこれまでの対面審査方式が大幅な変更を余儀なくされると思われます。

これからの激変する我々行政書士業務をより発展的、効率的に行うために、特に入会間もない会員には、申請取次行政書士、成年後見（コスモス成年後見サポートセンター静岡県支部への加入）、特定行政書士の取得を勧めます。

許認可業務を行う中では受託先から外国人雇用や在留資格等の相談を現在では日常的に受けるのではないのでしょうか。これらの入管業務は行政書士の専管業務であり、この相談に対応すれば業務の幅も広がり、何より受託先からの信頼が高まります。このためには我々行政書士にとって申請取次行政書士は必要不可欠なものと考えます。

民事法務、相続業務においては、意思能力、判断能力に欠ける相続人などがいた場合、成年後見制度の知識と手続を十分に理解していないと相続手続きを進めることはできなくなります。本会には成年後見業務を

行う別組織としてコスモス成年後見サポートセンター静岡県支部があります。相続と成年後見業務をワンストップで行うことも行政書士の業務であると同時に受託先の信頼を高めることにもなります。このために入会前研修を受けてコスモス成年後見サポートセンター静岡県支部への入会を勧めます。

また我々が許認可業務で官公署から法律、条例等の裏付けのない書類を求められることが時々ありますが、このような時、求められた書類の法的根拠を求める対応策や行政不服審査などについて学び、特定行政書士を取得することはこれからの行政書士には求められることだと思います。

以上三つについて確かにお金も時間もかかりますが将来の投資と考えてはいかがでしょうか。

ここまでは硬い話ばかりでしたが、私の趣味の話もさせてもらいます。私は大相撲観戦が日々のストレスの息抜きになっています。年六場所中、三場所から四場所本場所のマス席で観戦しています。ただ、コロナ禍で2020年一月場所以来本場所での観戦はできていません。本場所では酒を飲みながら大きな声を出し、緩い気分で観戦しています。行政書士の会員も20人以上誘って観戦に行ったと思います。また本場所で観戦できる日が来るのを楽しみにしています。



静岡県行政書士会 副会長 児島良孝

所 属：静岡支部

入 会 年：昭和54年2月8日

主な役職

常 任 理 事 平成25年～平成27年
（環境委員会統括部長・風俗保健委員会統括部長・国際委員会統括部長）

常 任 理 事 平成27～平成29年
（環境委員会統括部長・相続家事委員会統括部長・国際委員会統括部長）
副 会 長 平成29年～令和1年
（環境委員会統括部長・国際委員会統括部長・外国人出前講座G統括部長）
副 会 長 令和1年～現在
（環境委員会統括部長・国際委員会統括部長・ADR運営管理G統括部長・ADRセンター静岡支援委員会委員長）

行政書士となって41年余となり現在静岡県行政書士会副会長を拝命しておりますが、私は当年取って74歳、昔なら当にご隠居生活に甘んじているところでしょう、処がどっこいまだまだこれから一花咲かせたいと日々業務と世間知らずを解消すべく心身ともに頑張っているところです。

現在私が引き受けている役職は、宗教法人檀家総代・

会計顧問、NPO法人理事、株式会社監査役、株式会社代表取締役、学校法人理事、全国行政書士入管専門家団体副理事長、協同組合監理団体専務理事、静岡県行政書士政治連盟会長と我ながら相当踏ん張っていると思っております。

思えば私は鹿児島県北薩の田舎町で昭和20年終戦の翌21年9月に生を受け8人兄弟の7番目6男として毎日、生薩摩芋を丸かじりしながら川で泳ぎ魚をとり、山でチャンバラごっこに勤しんで村のガキ大将になり、野山で遊び勉強などしたことはなく少年時代を思い切り過ごしてきました。

それでも地元の県立工業高校を卒業し、神奈川県米軍厚木基地内の米軍機の定期修理をする飛行機会社でベトナム戦争で傷ついた軍用機「F4ファントム」などの修理工員としてジェットエンジン「J79GE」の分解・取り付け・試運転飛行立合い（米兵パイロット操縦）の仕事をしてきました。

当時学生運動、市民団体などのベトナム戦争反対運動にも影響され3年程で退社して兄がいた静岡に逃避してきました、兄の仕事（土建屋）を手伝い乍ら世話になった農民組合運動をしていた恩人の紹介で28歳の時、国会議員を目指した弁護士の選挙運動をする事務所職員となり、若い弁護士、司法試験を目指す職員らと交わるうちに法律事務に興味が出てき昭和53年に行政書士試験に合格して12月6日に登録しました、前年の昭和52年9月より当該法律事務所に在籍していた弁護士が独立開業したのに伴い事務局長として兼任し事務所に行政書士事務所電話を置き昭和54年に開業しました。

爾後公認会計士事務所の所長代理として兼任し、平成8年現在の所在地に移転し今に至っております。

私は法律事務所、会計事務所と渡り歩いてきましたが、弁護士は民事、刑事事件と広範な法律事務を受任しなければならない、彼らは初めての事件でも本当にその案件の判例調査から訴訟文起案、訴訟提起をすることまでに渾身の力で裁判に臨んでいる、勿論行政書

士との難解さの違いは格段とあるが、行政書士の業務もその範囲が広く（その範囲の広さが弱点となる部分もあるが）受任事案はやる気になれば語弊はあるが面白いほど仕事に恵まれていると思っています。

私は若いころ、亡くなった市民運動家小田実の「何でも見てやろう」という本に魅せられて北、南アルプスの山々に登り、一時『海外青年協力隊』に志願したこともありましたが、さすがにこれは断念したが、事程左様に行政書士の業務は面白い仕事であると実感しております。

クライアントに恵まれれば、継続性、安定性による永年にわたる業務の計画が保障されているといえるのではないかと思います。

これから、また、現在行政書士として頑張っている若い人たちに是非業務をあまり限定しないで（勿論得意な業務に特化することも大事であるが）受任した仕事は何でも挑戦していただきたいと思います。

そして、会の務めも、自分の技量を試すこと、より多くの行政書士に会えることで自分が人として成長する絶好の機会でありますので会の役員として沢山の経験をしてほしいと思います。

私もこれからも与えられた会務に精進して参りたいと思いますので皆様のご鞭撻のほどよろしく願いいたします。





静岡県行政書士会 副会長 中山正道

所 属：掛川支部

入 会 年：平成9年12月1日

主な役職

掛川支部長 平成17年～19年

常 任 理 事 平成21年～平成23年
(法務経理部部长)

常 任 理 事 平成23年～25年
(法務経理部部长)

常 任 理 事 平成25年～27年
(業務普及活動支援G統括部長、成年
後見サポートセンター静岡県支部支援
G統括部長、新入会員等特別研修G統
括部長、苦情処理G統括部長、IT研修
G統括部長、総務委員会統括部長、経
理委員会統括部長、行政書士登録事前・
補助者使用届事前G統括部長、電子情
報管理G統括部長、官公署訪問PT統
括部長)

副 会 長 平成27年～29年
(業務開拓PT統括部長、講習会内容
研修PT統括部長、成年後見サポート
センター静岡県支部支援G統括部長、
経理委員会統括部長、コンプライア
ンスG統括部長)

副 会 長 平成29年～令和1年
(経理委員会統括部長、コンプライ
アンスG統括部長)

副 会 長 令和1年～現在
(知財業務推進G統括部長補佐、中小
企業支援委員会統括部長、経理委員
会統括部長、IT推進委員会統括部長補佐)

私は約20年間の会社勤めを経て、平成9年に行政書士登録をしました。当初は右も左もわからず無我夢中で活動し、目の前の受注した業務を一所懸命こなすことで、何とか顧客や業務の確保につなげ、また先輩方からの紹介などで業務を行ったりして自分の業務を広げてきました。

平成21年に本会理事になるとともに常任理事に任命され(てしまい)、以来現在まで常任理事会の一員として携わってきています。

令和3年2月22日には本会は創立70周年を迎えますが、私が役員を仰せつかり過ごしてきたこの12年間は、本会の活動に大きな変化をもたらした時期であったといえるのではないのでしょうか。60周年までの本来業務の推進といった活動が中心であった時期と異なり、この10年は本会を取り巻く環境や社会情勢の変化に対応すべく、将来を見据えた改革へ舵を切った活動の時期であったと思います。それは内部的には「組織再編」や新規業務開拓活動であり、対外的には社会貢献としての「大規模災害時における災害支援協定の締結」や行政書士制度の地位向上のための「行政書士法違反書類の提出排除に関する市町への請願活動」などに代表される活動です。

私は幸いにしてその多くの活動に末席を連ねることができたことを感謝し、その活動に関するお話をしたいと思います。

「大規模災害時における災害支援協定の締結」活動は平成25年4月から4年間に渡り、静岡県下の35の各市町と協定の締結を行いました。平成23年の東日本大震災やその後の豪雨災害などにより、自治体の防災意識の高まりや防災体制構築の体制作りが進んだ状況もあり、防災協定の必要性が認識されて協定締結の機運が醸成されたことも当会の申入れが各自治体に受け入れられた要因の一つであったのではないのでしょうか。私も同行した伊豆地区の官庁訪問の際に各首長に災害協定締結の構想を打診したところ、好感触を得たため、協定書の草案をまとめ、感触の良かった伊東市、熱海市から協定の締結がはじまりました。早い時期に締結してくれた市町の首長さんは県議出身で顧問県議時代からの本会との繋がりが生きたこともあったと思います。協定の締結は地元支部の協力のもと、本会役員と支部関係者が出席し、各市町の首長との締結調印式の形で行われ、当初は新聞やテレビ等に取り上げられました。静岡県行政書士会の知名度アップに貢献できたのではないのでしょうか。私は最初の伊東市から最後の

浜松市まで33の市町とブラジル領事館との締結式に出席することとなり、行政書士会の役員の一員として県下の各市町を訪問し、各首長の方とお会いするという得がたい経験をさせていただきました（出席した締結式の写真等の記録が一部しか残してないのは心残りですが）。特に東部地区は自治体の数も多く、車での移動も多くあり初めて見る車中からの景色も普段の業務や生活では体験できないもので、新鮮な経験でした。災害支援協定の締結はできましたが、今後は災害支援対策委員会を中心に各自治体と協議するなどして具体的活動を推進して行かねばなりません。

災害協定締結に先んじて平成24年3月から「行政書士法違反書類の提出排除に関する市町への請願活動」があります。本会は平成4年に静岡県議会に請願を行い、採択された結果として、会員の皆さんが県や市町の窓口へ業務で訪れたときに目にする窓口表示板の設置という形になり、非行政書士の排除の一助となっていることはご承知の通りです。その後市町への権限委譲が進み、また各市町の窓口へ申請等において行政書士法違反事例が散見されたことから、各市町議会への請願活動を行うこととなりました。こちらは市町の議会、議員への請願の趣旨の理解を得ることから始まるので、理解ある議員を探す、増やすということなど地道な努力が必要です。本議会に提案するために委員会に出席し、請願の理解を得る活動を支部と協力して行いました。支部において地元議員とのパイプがあるところは働き掛けしやすく、請願から採択へとつながっ

て行きましたが、請願は全会一致が原則のため、一部議会では議員の理解が得られず不採択、あるいは要望に変更となってしまうケースもあり、担当してくれた法務委員会や支部の方は苦勞されたものと思います。幸い最初に浜松市、静岡市と大きな議会が請願採択となったことで、他の市町への波及効果は大きかったのではないのでしょうか。浜松市、静岡市の請願採択の本議会は当会の支部長協議会と重なりましたが、傍聴した会員からの報告を喜んで受けた記憶があります。

私は最初の浜松市、静岡市の請願活動から携わり、両市や他市町の議会の会派回りや、委員会への趣旨説明などに出席し、直接議員からの質問に回答して理解を願う活動をしました。各市町の議員と直接やりとりをするという得がたい経験をさせていただき、地方議会や議員の認識や求めるものの違いなどを肌で感じることができました。

この活動は行政書士法遵守により県民市民の利益に資することが大きな目的ですので、多くの市町の窓口に新しい窓口表示板を設置することで啓発することが必要です。現在21の市町で請願採択、4市町は要望等となっており、これ以外の市町では、時間を要することになりますが、今後も継続的な活動が望まれます。

これらの活動はたまたま私とその時期に役員であったため経験することができた活動でしたが、支部や本会の先人達の活動の賜物です。先人達から受けたタスキはしっかりと今後引き継いで行きたいと思います。

教えて先輩！

「教えて先輩！」

会員からの業務に関する質問や疑問に、ベテランの行政書士がズバリお答えします!!

Q

廃棄物は、家庭から発生するものが一般廃棄物、工場や商店等事業所から発生するものが産業廃棄物という区分で良いのですか？また、汚泥には硬さや成分の定義があるのでしょうか。

A

本来であれば、質問のような区分方法が一番明解なのですが、そうなっていないところが、廃棄物処理法の難しいところです。

まず、法律の規定は、事業活動によって発生する下表に掲げる20種類の廃棄物を産業廃棄物として定め、これに該当しないものは事業活動で生じたものであっても一般廃棄物とするとしています。

産業廃棄物の種類と具体例

	種類	出処限定
1から12	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん	無し（全ての事業活動に伴うもの）
13	紙くず	建設業、パルプ製造業、製紙業、新聞業、出版業、製本業、印刷業等から発生する紙ごみ
14	木くず	建設業、木材・木製品製造業、パルプ製造業等から発生する木質系不要物
15	繊維くず	建設業、繊維製品製造業から発生する天然繊維くず
16	動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずる不要物
17	動物系固形不要物	と畜場において生ずる固形状不要物
18	動物のふん尿	畜産農業から排出される家畜のふん尿
19	動物の死体	畜産農業から排出される家畜の死体
20	産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの	（例えばコンクリート固型化物）

ちなみに、事業活動とは、製造業・建設業をはじめ農業からサービス業更には官公庁まで広範囲にわたっています。

ここで注意したいのが、13紙くずから19動物の死体までの産業廃棄物には、「出処（でどころ）限定」が付いていて、該当業種から生じた廃棄物のみが産業廃棄物となる点です。例えば、紙ごみが発生した場合、産業廃棄物「紙くず」に該当するのは建設業や製紙業・出版印刷業等から発生した場合に限定され、非該当業種から発生した紙ごみは一般廃棄物に該当することになります。逆に1燃え殻から12ばいじんまでは出処限定がありませんので、事業所から発生する全ての廃棄物が、産業廃棄物に該当することになります。

汚泥においては『事業活動から生じた泥状の不要物』で、産業廃棄物の分類の一種であり、一般廃棄物の種類に汚泥はありません。

『事業活動』には工場の生産工程から排出されるものばかりではなく、汚水処理場やビルピットなどに溜った泥なども産業廃棄物の汚泥になります。ただし、同じ事業活動から生じたものでも一般廃棄物と産業廃棄物のボーダーラインは複雑で、レストランで捨てられたカレーは残飯として一般廃棄物の可燃物となり、排水ピットに溜った泥は産業廃棄物の汚泥となります。建設業では、建設現場の建設汚泥は産業廃棄物の汚泥となりますが、浚渫工事の河川の泥は土砂となり、そもそも廃棄物ではありません。

また、『泥状』という表現においても何をもって泥状なのかの判断は難しいものがあります。一般的には、見た目では判断できない細かな粒子が液体と混ざってできた形のないものであると感じますが、手で握っておにぎりができる硬さのものでも汚泥と判断される場合があります。これは、内容物に何が混じっているかわからないものが汚泥とされ、泥状であっても内容物を明確に証明できれば汚泥以外の混合物として認められることもあります。

行政書士の業務として産業廃棄物処理業の許可申請に関する依頼を受けることが多々ありますが、産業廃棄物とは何か、何が該当して何が該当しないのか、また、お客様からの取得したい品目においても、どこからどのような形で排出されるのかを聞き取り、できれば見せてもらい、それがどの産業廃棄物の種類に該当するのかをしっかりと理解し判断することが、この業務を受託する第1歩となります。

（環境委員会 横井博人）

Q 〈建設業の許可が必要か？必要であれば取得したい〉

私は、今年行政書士登録したばかりですが、顧客よりこのような相談を受けました。

「元請業者より建設業の許可取得を求められました。我社は許可が必要なのでしょうか？必要であれば許可を取得したいのですが、可能でしょうか？」
 どのように進めればよいかご教示ください。

A 〈税込500万円以上の建設工事を請け負う場合は建設業の許可が必要〉

※建築一式工事：木造以外は1500万円以上、木造は延床面積150㎡以上

税込500万円以上の工事を請け負う場合は、建設業の許可を取得しなければなりません。軽微な工事のみ請け負う場合は、許可は不要（「解体工事」等登録が必要な工事もあります。）ですが、許可の要否に関わらず、下請業者に対して許可取得を求める元請業者が多くなっています。このように元請業者から許可取得の要請があった顧客には、一般建設業許可取得を勧めてはいかがでしょうか。

許可を受けるためには、「裏付け資料」により、次の要件を満たしていることを証明する必要があります。

1. 「経営能力」

2020年10月改正で見直され、次のように変更になりました。

従来：経営業務の管理責任者を置くこと



新： 経営業務の管理を適正に行うに足る能力を有すること
 （建設業者として適正な経営管理体制を有すること）

新要件の「経営業務の管理を適正に行うに足る能力を有すること」とは

① 要件を満たす経営業務の管理を担当する常勤の役員等がいること

+

② 適正な社会保険に加入していること

を言います。

① 「要件を満たす経営業務の管理を担当する常勤の役員等がいること」は、次のA又はBで要件を満たすとされます。

A. 常勤役員等のうち一人が、次のいずれかに該当する者であること

建設業に関し

- ア. 5年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者
- イ. 経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者として5年以上経営業務を管理した経験を有する者
- ウ. 経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者として6年以上経営業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験を有する者

※ 建設業の経験に関して業種の区別がなくなり、建設業の経験として統一

B. 次の体制を有すること

B-1 常勤役員等のうち一人が、次のア又はイのいずれかに該当すること

建設業に関し2年以上役員等としての経験を有し、かつ、

- ア. 5年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位として、財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当していた者
- イ. 5年以上役員等の経験を有する者

+

B-2 常勤役員等を直接補佐する者として次のa～cに該当する者を置いていること

直接に補佐する者になるうとする建設業者又は建設業を営む者において、

- a. 財務管理
- b. 労務管理
- c. 運営業務 について、5年以上の経験を有する者

※ 補佐する者一人が複数部門の補佐を兼ねることが可、補佐経験期間の重複も可

② 適正な社会保険に加入していること

健康保険、厚生年金及び雇用保険に適正に加入していること

2. 「技術力」 営業所ごとに、業種に応じた一定の資格もしくは実務経験を有した専任の技術者がいること（※一人が複数業種の技術者を兼ねることが可）

3. 「誠実性」 請負契約の締結やその履行に際して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかでないこと

4. 「財産的基礎等」 自己資本が500万円以上であること、又は500万円以上の資金調達能力を有すること

5. 「欠格要件に該当しないこと」 許可申請者やその役員等が欠格要件に該当しないこと

許可行政庁が地方検察庁・県警等に犯歴照会をします。

（※詳細については「建設業許可の手引き」をご覧ください。）

また、許可の申請にあたっては、申請者の将来的展望も踏まえ取得する業種を申請者と慎重に協議すること

とも大切です。

なお、許可を受けた者は、一定額以上の建設業の営業が可能になるわけですが、許可行政庁への届出等様々な義務があります。

許可を受けた顧客には「許可業者としての自覚と誇り」を持っていただくよう、そして変更届出等「許可業者の義務」を十分説明しましょう。

ご不明な点がありましたら、建設業委員会までご連絡ください。

〈参考文献〉

静岡県：「建設業許可の手引き」

10/27開催建設業委員会講習「建設業法改正のポイント」資料

国土交通省ホームページ：建設業の許可

「経營業務の管理を適正に行うに足る能力を有するもの」について

<https://www.mlit.go.jp/index.html>

（建設業委員会 秋山ひとみ）

Q

古物商営業許可とはどのようなものですか？また、令和2年4月に改正法が施行されたと聞きましたが、従前となりが変わったのですか？

A

古物営業法に基づく営業許可申請等になります。古物営業法の第1条で、「この法律は、盗品等の売買の防止、速やかな発見等を図るため、古物営業に係る業務について必要な規制を行い、もって窃盗その他の犯罪の防止を図り、及びその被害の迅速な回復に資することを目的とする」と定められています。この目的達成のために、許可取得後も「相手方の確認」、「不正品の申告」及び「帳簿記載」の義務が課せられます。行政書士は、ただ許可取得のために書類を作成するだけでなく、依頼者にこの法律の目的の説明や許可取得後の義務について指導することが許可権者である公安委員会から期待されています。

古物営業とは

古物営業とは次の3つの営業をいいます。

①古物を売買し、若しくは交換し、又は委託を受けて売買し、若しくは交換する営業（古物商営業）

なお、古物商営業に関しては、盗品等の混入のおそれが乏しい次の営業形態を規定の対象から除外する旨の規定が設けられています。ここで除外されるのは、

ア. 古物の買取りを行わず、古物の売却だけを行う営業

イ. 自己が売却した物品を当該売却の相手方から買い受けることのみ営業です。

このアの営業形態の中には、無償又は引き取り料を徴収して引き取った古物を修理して販売するものも含まれます。

また、イの具体的営業形態として、ある業者「A」が物品を顧客「B」に販売し、その後「B」から「A」が第三者を介さずにその物品を買い戻すといった行為だけを行うものがあげられます。

②古物市場（古物商間の古物の売買又は交換のための市場）を経営する営業（古物市場営業）

③古物を売買しようとする者のあっせんを競りの方法（政令で定める電子情報処理組織を使用する競りの方法その他政令で定めるものに限る）により行う営業（ただし、古物市場営業に当たるものを除きます。（インターネット・オークション営業）

古物とは

古物商営業の対象物である「古物」とは、①一度使用された物品、②使用していない物品で使用のために取引されたもの、③前記①②を補修・修理したもので、古物営業法に規程されている13品目に該当する物品をいいます。この13品目は具体的には以下のものとなります。

1. 美術品類、2. 衣類、3. 時計・宝飾品類、4. 自動車（タイヤやカーナビなどの部品を含む）、5. 自動二輪車及び原動機付自転車（部品を含む）、6. 自転車類（部品やパーツを含む）、7. 写真機類、8. 事務機器類、9. 機械工具類、10. 道具類、11. 皮革・ゴム製品類、12. 書籍、13. 金券類です。

なお、中古品でも酒類は食品に該当しますので、古物商営業の許可は不要となります。しかし、高級ブランドであるルイ13世の空き瓶は、空き瓶自体に価値があり、道具類に該当すると思われ、その売買には古物商営業の許可が必要となりますので注意が必要です。

古物商営業の主な改正点について

平成30年10月24日施行

1. 古物営業制限の見直し（緩和）

一定の届出をすれば、営業所や相手方の住所ではない「仮設店舗」でも古物を受け取ることができるようになりました。

2. 簡易取消制度の新設

3月以上所在不明な古物商に対する許可の取り消し手続きが簡素化されました。

3. 欠格事項の追加

暴力団員等は、古物営業を営むことができなくなりました。

また、窃盗罪で罰金刑に処せられた場合も、一定期間古物営業を営むことができなくなりました。

4. 非対面取引における相手方の確認方法の追加

古物の非対面取引をする際の相手方の確認方法が追加されました。

令和2年4月1日施行

1. 許可単位の見直し（緩和）

他の都道府県での新規営業所設置

主たる営業所で許可を受ければ、他の都道府県で営業所を設ける場合には、事前に届出をするだけでよくなりました。

その他の変更は、1つの公安委員会に届出をするだけでよくなりました。

2. 競り売り及び仮設店舗の届出

営業所のない都道府県で競り売りをしたり仮設店舗を出そうという場合には、営業所のある都道府県の公安委員会に届出することもできるようになりました。

申請書の提出先について

公安委員会に許可申請書を提出する場合には、直接公安委員会に持ち込むのではなく、主たる営業所（営業所のない方は、住所又は居所をいいます）又は主たる古物市場の所在地の所轄警察署長（実際の窓口は、所轄警察署の生活安全担当課になります）を通じて、許可申請書を提出しなければならないと定められています。

なお、警察署における古物営業の許可申請の担当者は1名であることが多く、他の業務のため、不在の場合もありますので、事前にアポイントメントをとってから申請したほうが確実です。

また、担当者は我々行政書士を申請のプロと考えてくれています。申請書や添付書類に関してわからないことがある場合、県警のホームページ等で確認したり、周囲の行政書士に確認する等をして、申請書や添付書類に不備のないようご注意ください。

（風俗保健委員会 金丸好孝）

IT推進委員会の挑戦!!

IT推進委員会 委員長 塩崎 宏晃

IT推進委員会では、旧ホームページ管理委員会の活動を引き継いで、会務のIT化を推進するための活動を行っております。

当初は本会ホームページの製作が本委員会の主たる目的の一つでしたが、平成31年11月を以てそのミッションも終了し、以後はホームページのメンテナンス等を中心に地味に静かに活動を行う予定でございました。ところが令和2年に入り、新型コロナウイルス感染拡大が懸念されはじめ、各種会議や講習会が、準備期間もほとんどないままリモート開催されるようになったため、そうした会議等の撮影や、ライブ配信の準備等、想定外の活動が加わり、昨年4月頃から現在に至るまで、少ない人数でフル回転の忙しさに見舞われております。

このような状況に対応するために、本会では従来使用していたビデオカメラに加えて、もう1台新しいビデオカメラを購入し、併せて、スイッチャーや照明等、ライブやビデオ配信に必要な機材を少しずつそろえて、会員の皆さまがリモートによる会議等の開催がスムーズに行えるような体制を整えております。

行政にも大きな動きがありました。コロナ前からデジタル化は推進されていましたが、にわかに「脱ハンコ」が社会問題となり、昨年末には国はもちろん静岡県が所管する行政手続きについても、押印廃止が次々と発表されました。すでに一部の手続きではオンライン申請も可能になっています。

私達の日常の業務においても、打ち合わせ等にオンライン会議サービスを利用することが当たり前になりました。各種のイベント・講習などもオンラインの活用により距離の障壁が解消され、時間的、経済的な負担の軽減だけでなく新しい機会の到来を実感している方も多いと思います。

デジタル化が当たり前となっていく社会の中で、今後も県民から頼りにしていただける行政書士であり続けられるよう、当委員会としても会員の皆様のサポートに努めたいと思います。



「行政書士のための民法全般の基礎講習会」撮影風景

仕事に役立つIT活用

第9回 「ストレージサービス」

広報委員会 伊藤 僚

電子メールが相手に届かなかった経験ありませんか？

「電子メールに写真を添付して送信したはずなのに、相手には全然届いていなかった。」
そういう経験ってありませんか？
こういう時の原因は、「メールアドレスが間違っている」か「写真のサイズが大きすぎる」。
このどちらかなのがほとんどです。

メールアドレスが違っていた場合は正しいアドレスに送り直せば届きますが、写真のサイズが大きすぎた場合には注意が必要です。

写真のサイズが大きければ大きいほど、データ量も多くなります。
一度に送受信できる電子メールのデータ容量はプロバイダーごとに決まっているので、万が一これを超えてしまった場合はプロバイダーでメールがブロックされてしまうのです。

スマートフォンのカメラが高機能になるにつれて、撮影される画像のサイズもどんどん大きくなっています。
そのため、一通の電子メールに何枚か写真を添付すると、知らず知らずのうちにメール容量の制限を超えてしまうことがあるのです。

インターネット上のデータ保管箱

こんなときに活躍するのが「ストレージサービス」です。
単語を聞くと難しいもののように感じますが、「インターネット経由で使える、データを入れておく箱」をイメージしていただくと分かりやすいかと思います。
送りたい人はこの箱の中に写真を入れ、写真を受け取りたい人は箱の中をのぞいて受け取る。簡単に説明するとこのような仕組みです。



多くの業者からストレージサービスが提供されていますが、特におすすめなのが下記の2つ。
どちらも会員登録をすることなく、無料で大容量のファイルを送受信することが可能。もちろんセキュリティについても厳重です。

firestorage (ファイアストレージ)<https://firestorage.jp/>

個人、ビジネスを問わず利用できます。

保存容量についても無制限なので、動画を送るときなどに重宝します。

操作画面が少し分かりづらいのが唯一の欠点。

ちょっと使い方が分からないな。という場合は次に紹介する「おくりん坊」のほうが使いやすいと思います。

**おくりん坊**<https://okurin.bitpark.co.jp/>

上記の「firestorage (ファイアストレージ)」と違ってデータ容量は会員登録なしで500MB、会員登録ありで2GBと制限があります。

しかし操作方法が分かりやすく、使いやすいと評判のサービスです。

実際、「firestorage (ファイアストレージ)」と共にお客様に紹介すると、ほとんどの方がこちらの「おくりん坊」を選択されます。

**写真やPDFの送受信におすすめです**

写真やPDFのデータ量によっては、数枚だけでメール容量がいっぱいになってしまう場合もあります。

データ添付を繰り返して何回も電子メールを送るより、ストレージサービスを介して一回で済ましたほうが、送る側、受ける側どちらにとっても効率的です。

ぜひ一度お試しください。

掲示板

令和2年度 「日行連と関東地方協議会との連絡会」開催

日 時 令和2年11月19日(木) 13時00分～17時00分
20日(金) 9時00分～11時45分
開催場所 ホテルマイステイズプレミア成田(旧成田エクセルホテル東急)
千葉県成田市大山31 電話：0476-33-1661(代)
静岡会からの出席者 会 長 平岡康弘
副 会 長 土田 哲、渡邊政年、五條義人
常任理事 田畑 浩

令和3年度定時総会のご案内

日時：令和3年5月21日金曜日
場所：オークラアクトシティホテル浜松
〒430-7783 静岡県浜松市中央区板屋町111-2 電話053-459-0111(代表)

※新型コロナウイルスの感染状況により、変更される場合があります。

Bulletin board

掲示板

静岡県行政書士会 令和2年度中間監査会

日時：令和2年10月15日(休)

場所：静岡県行政書士会館3階会議室

出席：白岩代表監事・佐野監事

平岡会長・中山副会長・五條副会長・渡邊副会長

伊藤経理委員長

中間の会計監査及び業務監査が行われ、正確かつ適正に執行されていることが確認されました。



静岡県行政書士政治連盟 令和2年度中間監査会

日時：令和2年10月15日(休)

場所：静岡県行政書士会館3階会議室

出席：白岩代表監事・佐野監事

児島会長・五條幹事長・田畑会計職務代行者

伊藤経理委員長

中間の会計監査及び業務監査が行われ、正確かつ適正に執行されていることが確認されました。



Bulletin board

2021年最新版。今さら聞けないビジネス用語

広報委員会 伊藤 僚

ビジネス用語は日々新しいものが生み出されています。

意味が分からなくて会話が通じなかったり、使ってはいるものの実ははっきりと理解していない、という人もいるのではないのでしょうか？

そこで、本記事では今さら人に聞きにくいビジネス用語をまとめてご紹介。

ビジネスの現場で飛び交う用語の意味をビシッと押さえておきましょう。

エビデンス

証拠・根拠、証言、形跡などを意味する英単語「evidence」に由来していますが、ビジネス用語として使われる場合は書面やデータで記録を残しておくことを指します。

打ち合わせ後に先方に内容の議事録を送って承認をもらうことや、コールセンターなどの電話業務であれば顧客との通話を録音して残しておくことがエビデンスに当たります。

エビデンスは、顧客や取引先との話の食い違いを防ぐため重要な、まさしく「証拠」となるものです。

これがしっかりとられていないと後々損害が及ぶ可能性もあるので注意が必要です。

ASAP

「アサップ」と読みます。「As Soon As Possible」という英熟語の略で、「(大) 至急」「早急に」「できるだけ早く」という意味です。

「ASAP」以外にも「A.S.A.P.」「asap」と書くこともあります。

英語圏の人たちにとってはごくごく一般的な表現で、日常会話でもよく用いられます。

ですが、相手や状況によっては指示している意味合いが強いため失礼になる場合も。

フォーマルな場所での英略語使用は敬遠されることもあり、ビジネスでの利用はなるべく控えたほうが良さそうです。

幸せの小箱 ~Felice Coffret~

広報委員会 菊池美弥



広報委員おすすめの本やDVD、業務に役立つグッズ等をご紹介します。
コーヒープレイクのお供に。忙しかった一日の締めくくりに。
皆様に幸せをお届けする小箱をそっと開いてみてください。



写真1

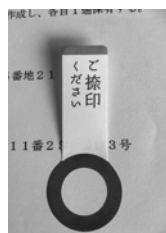


写真2

写真1左から

- サンスター文具 マルするふせん
40枚入 メーカー希望小売価格¥340
- スリーエムジャパン メッセージポインター記入用
40枚入 メーカー希望小売価格¥440
- スリーエムジャパン メッセージポインター捺印用
40枚入 メーカー希望小売価格¥440

私たちの業務に欠かせない「付せん」。

シンプルな無地のタイプ以外の様々なバリエーションの付せんを使用されたことはあるでしょうか。

中でもおすすめなのが写真1の3種類のタイプです。

書類を郵送で返送してもらう時など、記入漏れや押印漏れがないように気を遣いますが、矢印で記入箇所や押印箇所を示すものや、押印箇所を実際に丸で囲ってくれる付せんなど、相手の注意を促してくれるお役立ち文具です。

写真2の丸で囲ってくれるタイプは、第22回サンスター文具文房具アイデアコンテストで優秀賞作品を商品化したものです。

押印は廃止の方向ですが、相続業務等まだ押印が残る場面もあるかと思えます。見ているだけでも楽しくなるようなこれらの付せんを使い、業務の効率化をはかってはいかがでしょうか。

会員の動静 新入会員



かね こ たけ み
金子 武美

西遠支部
令和2年10月2日
金子武美行政書士事務所
浜松市中区高丘北四丁目13番
74号 2F
〒 433-8119
TEL 053-436-9597
FAX 053-436-0964



すず き やす ゆき
鈴木 康之

三島支部
令和2年10月2日
鈴木康之行政書士事務所
田方郡函南町田代53番地
〒 419-0102
TEL 055-974-0167
FAX 055-974-0167

〈コメント〉

住民の皆様の暮らしに役立つお手伝いをしたいと思います。御指導のほどよろしく願っています。



な なみ きみ ひこ
名 波 公彦

中遠支部
令和2年11月1日
行政書士ななみ事務所
磐田市駒場7050番地20
〒 438-0233
TEL 0538-66-6789
FAX 0538-66-6788

〈コメント〉

お客様のお役立ち係として、かゆいところに手が届く業務をおこなうことを心掛けていきます。



あお き きよ ただ
青 木 陽 忠

清水支部
令和2年11月15日
あおば行政書士総合事務所
静岡市清水区西久保一丁目4
番8号
〒 424-0038
TEL 054-365-5005
FAX 054-365-5005

〈コメント〉

地域の方々の頼れる行政書士になるように精進してまいります。



し みず きよ み
清 水 喜代美

西遠支部
令和2年11月15日
行政書士法人アサヒ総合事務所 浜松事務所
浜松市中区和合町27番地の55
T-BOX 2階 B号室
〒 433-8125
TEL 053-543-9685
FAX 053-543-9775



たけ だ たく ま
武 田 琢 磨

中遠支部
令和2年11月15日
行政書士三井一雄事務所
磐田市見付1945番地1
〒 438-0086
TEL 0538-32-2440
FAX 0538-32-0002

〈コメント〉

右も左もわからないひよっ子ですが、一生懸命勉強させていただきますので、御指導よろしく願います。



た なか たか し
田 中 貴 志

静岡支部

令和2年12月15日

田中行政書士事務所

静岡市葵区古庄五丁目6番1-203号

〒 420-0812

TEL 054-264-0483

FAX 054-264-0483

〈コメント〉

日々の信用の積み重ねを大切にして、無理せず頑張っ
て参ります。

法人事務所設立

登記年月日	R2.6.19	支 部	静岡
主たる事務所の名称	行政書士法人NCP 静岡事務所	フリガナ	ギョウセイシヨシホウジンエヌシーピー シズオカジムシヨ
〒	420-0858	T E L	054-275-0381
所在地	静岡市葵区伝馬町1番地の2 ホテルシティオ静岡3階 ビズサークル内3階-19号室	代表社員	
		社員	杉山 純代

廃 業

氏名又は名称	支 部	事 務 所	廃業年月日
田 中 智 雄	静 岡	静岡市葵区紺屋町11番地の1 ガーデンスクエアビル9階1号室	R2.10.31

訃報 謹んでご冥福をお祈りいたします。

氏 名	支 部	事 務 所	廃業年月日
海老名 康 夫	静 岡	静岡市葵区安西5丁目110-1-3	R2.10.15
波多野 篤	沼 津	沼津市大手町二丁目7番19号 パティオモア601	R2.10.22

会員数	1,542名
令和2年12月31日 現在	20法人

会議議事内容

令和2年度 第8回 常任理事会

開会日：令和2年10月7日(水)

1. 議事

(1) 報告

- ① 会務報告（令和2年8月31日～10月6日）
- ② 前回課題とした案件の処理状況
 - ア 令和2年度行政書士制度広報月間について
電話無料相談10月1日(木)5件、2日(金)3件、3日(土)1件
 - イ コスモス静岡総会開催について
9月29日第9期総会での議決内容等を報告
 - ウ 9月30日コスモス静岡支部長の伊豆の国市
社会福祉協議会訪問について
9月30日訪問と、申し入れ内容及び成果等
を報告
 - エ 著作物利用同意書について
オンライン開催講習会での著作権に関する
問題点及び対応を検討
 - オ 著作権相談員養成講座の本会での実施中止
について
本会独自の実施は取りやめ、日行連による
オンライン開催になったと報告
 - カ 11月14日災害支援相談員養成講座について
11月14日(土)13：30～（2回目は3年2月に
予定）
シズウェル601会議室 先着30名 無料
- ③ 日行連報告

(2) 協議事項

- ① 通常の業務の執行に関する事項
 - ア 苦情案件について
現況を報告、対応を協議
 - イ 令和2年度第1回新入会員特別研修会につ
いて
会場型と並行し、希望者にはレポート提出
を前提としたオンライン受講を可とした

10月16日(金)もくせい会館「富士ホール」

13：30～15：30

ZOOMの通信不可のため、録画配信に変
更（法務文書課了承済み）

- ウ 会則改正案について
行政書士法改正に伴う会則改正についての
素案を検討
- エ 70周年記念事業について
事業内容について協議
- オ 静岡県専門事業者団体連絡協議会無料合同
相談会について
当番会として運営担当、当日の担当者及び
実施方法を決定
10月10日(土) 静岡商工会議所会館
- カ 日行連関東地方協議会連絡会について
11月19、20日連絡会の担当者を決定
- キ 年末年始休暇について
12月29、30、31日、1月1、2、3日
- ク コスモス成年後見サポートセンター入会申
込者について
コスモス静岡入会申込者（令和元年度入会
前研修受講者）の推薦を了承
- コ GoToトラベル・GoToEatキャン
ペーン事業について
関係各所にチラシ配布によるPR、会員が
使用するチラシフォームのHP掲載を決定
- サ 令和2年度行政書士試験について
運用に関する概要を説明、協力を依頼
試験説明会10月30日(金) 静岡商工会議所会
館5階ホール、401、402、403会議室
行政書士試験11月8日(日) 浜松総合産業展
示館、沼津リバーサイドホテル
- シ 令和2年度中間監査会について
10月15日中間監査会提出資料を確認、出席
者等を決定

- ス 令和3年度組織について
現時点で提出されている各委員会等の現状
や要望を確認、継続審議

(3) 議案の審議

- ア 会館雨漏りの補修工事について
全会一致で理事会に書面議決をもって諮ること
を決定
- イ 会費免除申請について
全会一致で、会費免除申請者2名の会費免除
について理事会への上程を決定

2. その他 常任理事会構成員による自由討議

令和2年度 第9回 常任理事会

開会日：令和2年11月4日(水)

1. 議事

(1) 報告

- ① 会務報告（令和2年10月7日～11月3日）
- ② 前回課題とした案件の処理状況
 - ア 監察案件の対応について
法務委員会の非行政書士による行政書士法
違反案件の調査結果を報告
 - イ 全国における行政書士の農業委員会委員実
績について
静岡県の登用実績が全国1位と報告・引き
続き、働きかけ依頼
 - ウ 静岡市からの未処理用地等調査業務委託及
び空き家等所有者関係確認業務委託について
静岡市との契約内容及び現況を報告
 - エ 令和2年度中間監査会について
10月15日中間監査会の結果報告
 - オ 10月10日静岡県専門事業者団体連絡協議会
くらしの無料合同相談会について
相談件数及び内容等を報告
 - カ 10月16日令和2年度第1回新入会員特別研
修会について
実施後アンケートの結果を報告、改善点等
を検討

③ 日行連報告

(2) 協議事項

- ① 通常の業務の執行に関する事項
 - ア 苦情案件について
現況を報告、対応を協議
 - イ 70周年記念事業について
1月29日記念式典及び講演会の次第、出席
者、来賓等を検討
 - ウ 会則第12条の処分に係る指針の制定につい
て
指針案の内容を検討、継続審議
 - エ 封印管理委員会運営細則の一部改正につい
て
全会一致で細則の一部改正を承認
 - オ 第21回しずおか市町対抗駅伝での応援スポッ
ト広告について
協賛の見送りを決定
 - カ 令和2年度行政書士試験について
11月8日試験での感染症対策等運営上の変
更点等を説明、協力を依頼
 - キ 令和3年度組織について
各委員会の現況及び希望を確認、継続審議
 - ク コスモス入会前研修終了後のアンケートの
実施について
アンケート実施を承認
 - ケ 建通新聞社「入札資格審査申請特集」及び
「新春特集号」への広告掲載について
入札参加資格申請特集のみ掲載を決定
- (3) 議案の審議
 - ア 経理規程第17条第1項の規定に基づく固定資
産（建物等）の取得について
会館屋上防水工事を全会一致で理事会への書
面議決依頼を決定
 - イ 予備費の充用について
全会一致で会館屋上防水工事費用に関する予
備費の充用を決定
- (4) 予算執行状況報告
会費納入状況報告
収支差額の推計

2. その他 常任理事会構成員による自由討議

令和2年度 第10回 常任理事会

開会日：令和2年12月4日(金)

1. 議事

(1) 報告

- ① 会務報告（令和2年11月2日～12月3日）
- ② 前回課題とした案件の処理状況
 - ア 11月8日令和2年度行政書士試験について
行政書士試験の無事終了、反省点等を報告
 - イ 11月19日、20日力行連関東地方協議会連絡会について
連絡会での協議事項等を報告
 - ウ 中部ブロック会議について
支部交付金の返金について改めて対応を依頼したと報告
 - エ 12月1日不当要求防止責任者講習会について
行政書士13名 業者6名 会場：プラザヴェルデ
 - オ 空き家所有関係等調査確認業務委託契約について
静岡市との契約締結を報告
 - カ 11月28日おしかけ講座実施報告について
県住まいづくり課からの依頼、空き家対策として相続講座の実施を報告

③ 日行連報告

(2) 協議事項

- ① 通常の業務の執行に関する事項
 - ア 苦情案件について
現況を報告、対応を協議
 - イ 70周年記念式典及び講演会について
令和3年1月29日(金) ホテルアソシア静岡 3階「駿府」
15時～16時 記念式典
16時20分～18時 講演会
進行及び事業のPR方法を検討

ウ 令和2年度第2回新入会員特別研修会について

コロナ禍での実施を検討、オンライン開催を決定

エ 令和2年度事業報告、令和3年度事業計画及び予算の各原案について

1月31日までの提出を依頼

オ 令和3年度組織再編について

各委員会の現況、要望等を確認 継続審議

カ 令和3年度ソフトボール・グラウンドゴルフ大会について

実施を目指した準備を決定

キ 会則の一部改正案について

改正案の内容を検討

ク 相続における金融機関での手続きについて
金融機関からの問い合わせ回答等を協議

ケ 選挙管理G委員の委嘱について 委員5名
(委員長は互選)

全会一致で委嘱を決定

法務委員会

中山岳夫委員長、山崎祐太郎委員

総務委員会

鈴木芳雄委員長、原田重紀副委員長

経理委員会 伊藤雅夫委員長

コ 医療機関支援金パンフレットについて
行政書士業務としてのPR方法を検討

サ 会費免除申請者への見舞金申請について
会費免除決定後の見舞金支給を決定

シ 各業務の押印廃止について

各業務における押印廃止の状況等を確認、

電子化推進にむけた本会の取り組みを検討

ス 「行政書士しずおか」広報誌タイトルロゴの著作権譲渡契約について

契約内容を承認

セ 1月19日令和2年度第4回理事会議題の検討

受付：9時30分 会議：10時～正午

会場：レイアアップ御幸町ビル C S A 貸会議室 5-D

報告事項

委員会、PT、G活動報告
 選挙管理Gの選任及び委員長の互選について
 令和2年度行政書士試験の実施について
 令和2年度日行連関東地方協議会連絡会について
 令和3年度ソフトボール・グラウンドゴルフ大会について
 封印管理委員会運営細則の一部改正について

協議事項

70周年記念式典及び講演会について
 令和2年度事業報告、令和3年度事業計画及び予算の検討について

議案の審議

会員の処分について
 会費免除申請について
 役員選考に関する届出及び広報に関する日程等について

ソ 1月19日令和2年度第3回支部長協議会議題の検討について

受付：13時30分 会議：14時～17時
 会場：レイアップ御幸町ビル C S A貸会議室5-D

報告事項

選挙管理Gの選任及び委員長の互選について
 役員選考に関する届出及び広報に関する日程等について
 令和2年度行政書士試験の実施について
 令和2年度日行連関東地方協議会連絡会について
 令和3年度ソフトボール・グラウンドゴルフ大会について
 封印管理委員会運営細則の一部改正について

協議事項

70周年記念式典及び講演会について
 タ 冬期賞与の支給について
 職員への支給及び支給額等を決定

(3) 議案の審議

ア 会費滞納会員の処分について
 綱紀委員会への諮問を全会一致で決定
 イ 会費免除申請について
 2件の申請について全会一致で理事会への上程を決定

(4) 予算執行状況報告

会費納入状況報告
 収支差額の推計

2. その他 常任理事会構成員による自由討議

令和2年度 第7回 常任幹事会

開会日：令和2年10月7日(水)

1. 議事

(1) 報告事項

- ① 経過報告（令和2年8月31日～10月6日）
- ② 前回課題とした案件の処理状況
- ③ 日政連報告

(2) 協議事項

ア 10月15日令和2年度中間監査会について
 コロナ禍で政治活動が停滞している状況報告、監査会資料確認
 イ 11月30日参議院議員牧野京夫氏政経セミナーについて
 会長の出席を決定

2. その他（常任幹事会構成員による自由討議）

令和2年度 第8回 常任幹事会

開会日：令和2年11月4日(水)

1. 議事

(1) 報告事項

- ① 経過報告（令和2年10月7日～11月3日）
- ② 前回課題とした案件の処理状況
 - ア 令和2年度第1回新入会員特別研修会参加者で政連未加入者への案内
案内の結果、未加入者1名の加入を報告
 - イ 10月15日令和2年度中間監査会について
中間監査会の無事終了を報告
- ③ 日政連報告

(2) 協議事項

- ア 11月16日衆議院議員城内実氏政経セミナーについて
延期したもののため既に会費支払い済みだが、都内のため欠席を決定
- イ 11月17日静岡県議会議員山崎しんのすけ氏「政経セミナー2020」について
副会長のリモート出席を決定
- ウ 11月25日静岡県議会議員天野一士リモート県政報告会について
会長のリモート出席を決定

(3) 予算執行状況報告

会費納入状況報告

2. その他（常任幹事会構成員による自由討議）

令和2年度 第9回 常任幹事会

開会日：令和2年12月4日(金)

1. 議事

(1) 報告事項

- ① 経過報告（令和2年11月4日～12月3日）

(2) 協議事項

- ア 静岡県議会議員による行政書士制度推進議員連盟について
12月10日議連総会に児島会長及び静岡県行政書士会平岡会長の出席予定を報告
- イ 12月24日衆議院議員上川陽子氏政経セミナーについて
欠席だが、1名分のチケット購入を決定
- ウ 12月27日衆議院議員勝俣孝明氏を囲む会について
欠席だが、1名分のチケット購入を決定
- エ 2月7日前衆議院議員小山展弘氏政治フォーラムについて
1名分のチケット購入を決定、出席は今後検討
- オ 1月19日令和2年度第4回幹事会議題の検討について
報告事項
協議事項
予算執行状況報告
幹事会構成員による自由討議
- カ 1月19日令和2年度第3回分会長会議議題の検討
報告事項 分会活動費の清算について
協議事項
分会長会議構成員との自由討議
- (3) 予算執行状況報告
会費納入状況報告

2. その他（常任幹事会構成員による自由討議）

編 集 後 記

2020年は、世界的な新型コロナウイルスの流行により、“いつもとは違う”一年でした。

そして、西洋占星術では、2020年末に「地の時代」が終わり、新しく「風の時代」が始まるといわれています。この現象は200年ぶりのことであり、その前兆として、去年はコロナ禍による様々な変化が生じたということのようです。

物質的な豊かさ＝「地の時代」から、精神的な豊かさ＝「風の時代」を重視する時代が到来する、そんな事が話題になる年始めです。

占星術の真偽はわかりませんが、“コロナ禍”の前後で大きく価値観が変化することは容易に想像できますし、2021年が「時代の変わり目」であることを肌で感じます。

そして、我々の業務に関する身近な事柄としては、「脱ハンコ」の流れがあります。

何十年もの間、何の疑問も持たず、“当たり前（常識）”だった「ハンコ文化」が崩壊していく様は、変化が早すぎて戸惑いを隠せません。

「ハンコ文化」と同様に、今までの常識的な価値観の多くが、急速に常識ではなくなっていくような気がします。

その時、我々行政書士は、この急激な変化に対応できるのか…2021年、正念場の時代が始まろうとしているのかもしれない。



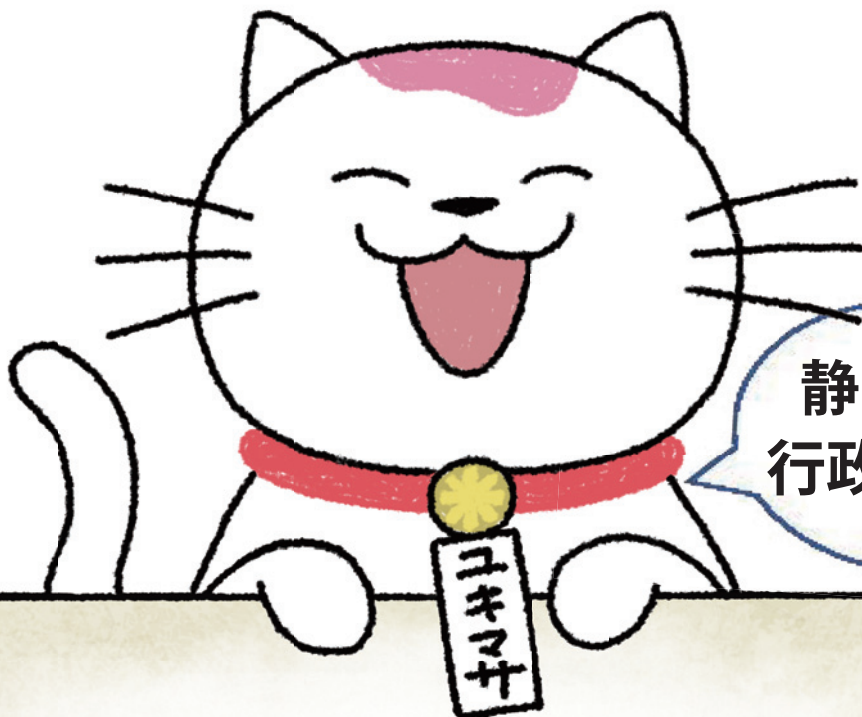
行政書士しずおか No.301 2021年新春号

発行 静岡県行政書士会
〒420-0856 静岡県静岡市葵区駿府町2番113号
TEL 054-254-3003・254-3005 FAX 054-254-9368 URL www.sz-gyosei.jp

発行人 会長 平岡康弘
編集 広報部長 鈴木 淳 同委員長 杉本和也 同委員 中村吉克・伊藤 僚・古橋洋美・菊池美弥
印刷 池田屋印刷株式会社
〒422-8058 静岡県静岡市駿河区中原746番地の1
TEL 054-285-8275 FAX 054-284-2846

発行年月日 令和3年1月31日

行政書士の **品格**



静岡県
行政書士会

貴方は胸を張って 『行政書士』と名乗れますか？

- ◎ 行政書士証票・会員証を常時携帯していますか
- ◎ 補助者に補助者証を常時携帯させていますか
 - ◎ 行政書士徽章を着用していますか
- ◎ 補助者に補助者証を着用させていますか
- ◎ 期日までに会費を支払っていますか
- ◎ 登録事項の変更が生じた際に届出をしていますか



このポスターは、**宝くじ**の社会貢献広報事業として
助成を受け作成されたものです。



行政書士は 頼れる街の法律家

藤木 直人

行政書士制度は70周年を迎えます

行政書士は、さまざまな許可や届出、遺言や相続、契約などの相談から書類作成まで全力でサポートします！



日本行政書士会連合会
Japan Federation of Certified Administrative Procedures Legal Specialists Associations
静岡県行政書士会

後援：**総務省**
静岡県

70th
ANNIVERSARY

令和2年度 行政書士制度広報月間10月1日～10月31日



静岡県行政書士会